

スポーツ事故と刑事責任

高松政裕 スポーツ法政策研究会、京橋法律事務所、弁護士

1. はじめに

スポーツは基本的にかがらを動かすことを目的としているので、スポーツ中に自らが怪我をしたり、他人に怪我をさせるという危険はほぼ不可避免的に伴います。とくに、レスリング、ボクシング、空手、柔道といった格闘技は直接的に相手の身体を攻撃するので、相手に怪我をさせるどころか場合によっては死に至らしめる危険性も孕んでいます。

平成21年6月、有名なトッププロレスラーが試合中に相手選手から技をかけられて頭を強打し、亡くなってしまったという悲しい出来事があったことは記憶に新しいと思います。

これまで本連載では「スポーツと法」というテーマのもと、さまざまなスポーツに関する法的問題を取り上げてきましたが、ほとんどが主に民事上の問題に関する事柄であったと思いますので、今回は、スポーツ事故における刑事上の責任というテーマで、スポーツ、とくに格闘技と刑事罰との関係について簡単にまとめてみたいと思います。

2. 刑事責任と違法性

一般に、国家が人に対し刑事罰を課するには、その人の行った行為が、犯罪構成要件に該当し、違法かつ有責でなければならないと解されています。ここで犯罪構成要件とは処罰に値する違法かつ有責な行為の種類であって、その基本類型は日本では「刑法」において規定されています。たとえば傷害罪であれば、刑法204条に「人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」と規定されてい

るように、「人の身体を傷害した者」というのが犯罪構成要件ということになります。

このように、犯罪構成要件は、処罰に値する違法かつ有責な行為の種類と解されているので、犯罪構成要件に該当する行為を行った以上、原則として、その行為は違法かつ有責なものであると推定されるのですが、個別の事情によって、違法性や責任が否定されたりすることがあります。このような犯罪構成要件に該当する行為であるものの違法性や責任が否定される個別の事情を“違法性阻却事由”とか“責任阻却事由”と呼んだりします。違法性阻却事由のわかりやすい典型例として正当防衛があります。大ざっぱに言うと、不正な行為に対して緊急的に自己防衛のために行った行為は、バランスを失していなければ法秩序に反しない、つまり違法ではない、ということです。また、責任阻却事由の例としては心神喪失や刑事未成年というのがあります。

ここで、スポーツ、とくに格闘技との関係でみてみると、格闘技を行っている競技者は、暴行罪や傷害罪の犯罪構成要件に該当することになるわけですが、それではすべて処罰されるかということとそんなことはないわけで、その理論的根拠としては、違法性が阻却されるからであると解されているのです。

ただし、すべての行為が違法性阻却されるわけではありません。以下にみるように、傷害罪、傷害致死罪、業務上過失致死罪など実際に処罰されているケースもあります。

では、スポーツにおいては、どのような要素によって、行為の違法性が阻却されるのか、その具体的な判断要素を検討することにします。

3. 正当行為と危険の引受け

スポーツ行為の違法性阻却事由として、一般的には、刑法35条が規定する正当行為に該当すると説明されることが多いのですが、昨今は、被害者が同意をしていることに専ら正当化の根拠を求める見解も有力です。この点の考え方は、違法性の本質をどのように考えるかという刑法解釈の根本に関する見解の相違を背景にしており、その点の説明抜きに議論することはできません。ただ、正当行為に該当すると説明する場合でも、その該当性の判断のなかで被害者の同意も重要な要素として機能します。つまり、スポーツ行為が正当行為として違法性が阻却されるための要素としては、まずその行為がプロであれアマチュアであれ、競技のルールを遵守して行われたものか、また、被害者に同意があるか、という2つの要素から、社会的に相当な行為であると判断されるようであれば、正当行為に該当すると判断されます。

裁判例も、スポーツ行為が正当化される条件として、①スポーツを行う目的で、②ルールを守って行われ、③相手方の同意の範囲内で行われることを挙げています（後掲大阪地裁平成4年7月20日判決判例時報1456号159頁）。

そもそも、スポーツ行為においては、競技の特性に応じてその行われる状況もさまざまであり、競技に参加していたから被害者の同意があるとは単純に言い切れない面がありますので、裁判例が示す条件のなかでも、とくに、ルールを遵守して行われたかという点が重視されるべきと考えます。ルール違反の有無は客観的に判断できますので、判断の合理性が高まり、裁判の結果

が説得力をもちますし、競技者等関係者にとっても自己の行為の責任について合理的な予測が可能となります。

他方、被害者の同意というのは、たとえば練習中の事故のような場合、被害者が真摯にその練習に同意していたのかは結局いろいろな事情から推測することになります。この点に関して、「危険の引受け」という考え方があります。危険の引受けとは、被害者が結果発生の危険を認識しながらも、結果は生じないだろうと思って、それに身をさらしたところ、結果が生じてしまった場合を言うこととされていますが、被害者が危険の引受けが認められる場合には、その危険が現実化した事態については違法性の阻却を認める根拠があると解されています（後掲千葉地裁平成7年12月13日判決判例時報1565号144頁）。

たとえば、ボクシングの場合、傷害については競技者の同意があると考えられますが、傷害にとどまらず死亡の結果が生じた場合には、被害者は死亡という結果が発生する危険を認識し、その危険を引き受けていることから、加害者には業務上過失致死罪の成立も否定されると考えることとなります。

本来、スポーツ行為が正当化されるのは、競技者が危険を引受けていることに尽きるのではなく、やはりスポーツには健康を促進し、国民に娯楽を提供するという有用性があるからに外ならないと思います。そこで、スポーツ行為の正当化根拠を考える場合には、スポーツがもつこの有用性を基礎にし、まずはルールを遵守しているか否かが重視され、それに加え、練習中の事故か試合中の事故か、被害者と加害者との実力や経験の差、危険防止の措置が取られたか等さまざまな要因から全体としてその行為が社会的に相当であると評価されるかという判断になると思います。そして、被害者が被害結果について同意していたか危険を引受けていたといった事情もこの相当性判断のなかの一要素として考慮されるべきではないかと考えます。

4. 裁判例

大阪地裁昭和62年4月21日判決・判例時報1238号160頁

(1) 事案の概要

本件は、深夜路上で親しい友人と空手の練習としてお互いの身体を殴打・足蹴りする技を掛け合っていた被告人が、相手が攻撃してくるのに対応するうちに、興奮のあまり、一方的に相手の身体を殴打・足蹴りする暴行に及びこれを死亡するに至らせたという事件につき、被告人が傷害致死罪で起訴された事案です。

(2) 判旨

本判決は、「そもそも、スポーツの練習中の加害行為が被害者の承諾に基づく行為としてその違法性が阻却されるには、特に『空手』という危険な格闘技においては、単に練習中であつたというだけでは足りず、その危険性に鑑みて、練習の方法、程度が、社会的に相当であると是認するに足る態様のものでなければならぬのであるところ」としたうえで、被害者の受傷内容、死因、練習経験・実力からみた被告人と被害者の立場、暴行の態様、練習の日時場所を考慮要素とし、結局「練習場所としては、不相当な場所で何ら正規のルールに従うことなくかかる危険な方法、態様の練習をすることが右社会的相当行為の範囲内に含まれないことは明らかであつて、被告人の本件行為は違法なものであるといわなければならない」と判示し、傷害致死罪の成立を認め、被告人を懲役2年に処しました。

(3) 解説

本判決は、空手の練習中に相手方を死亡させた事案につき、当該練習が社会的に相当な行為の範囲内に含まれないとして、違法性の阻却を認めなかったものです。違法性阻却の判断要素として、被害者の承諾だけでなく、被害者の受傷内容、死因、練習経験や実力からみた被告人と被害者の立場、暴行態様、練習の日時場所をあげ、総合的に行為の違法性の有無を判断しているのが特徴と言えます。

大阪地裁平成4年7月20日判決・判例時報1456号159頁

(1) 事案の概要

本件は、大学の日本拳法部の部員が、退部届を提出したところ、上級生の部員から、練習名目で制裁としての暴行を受け、その結果、脳挫傷で死亡した事件につき、その暴行を加えた上級生の部員が被告人として傷害致死罪で起訴された事案です。

(2) 判旨

本判決は、「スポーツとして行われる格闘技及びその練習が正当行為として違法性を阻却されるためには、スポーツを行う目的で、ルールを守って行われ、かつ相手方の同意の範囲内で行われることを要するものと解される」としたうえで、本件については、「被害者が退部届を出したことに憤った被告人が、被害者に退部を思い止まらせ、また他の部員が退部するのを防ぐ見せしめのため、制裁として行ったものと認められる外なく、心身の鍛錬に基づき技を競い合うというスポーツの練習を行う目的でなされたものとは到底認められない」、「互いに防具の着用が全く不十分なままで行われており、外形上も到底日本拳法のルールが守られていた正規の練習とは言えない」、「さらに、被害者は、被告人の『稽古』の申し出を明示的には拒絶していないけれども、先輩からの申し出を拒絶できない立場にあつたため、やむなくこれに応じたものであり（被害者の本件直前の退部届の提出によつても、被害者の心情は十分に窺うことができる）、被害者には本件『稽古』について真意に基づく同意があつたものとは認められない」と判示し、結論としては「到底正当行為とみることはできないというべきである」として傷害致死罪の成立を認め、被告人を懲役1年6カ月に処しました。

(3) 解説

本判決では、格闘技における違法性阻却の判断要素として、①スポーツを行う目的、②ルールの遵守、③相手方の同意の範囲内、という3要素が明らかにされたことが特徴です。そのうえで、本事案につき、丁寧に、

これら3要素を満たすか否かが検討され、結果的に、各要素のすべてが否定され、違法性が阻却されませんでした。

千葉地裁平成7年12月13日判決・判例時報1565号144頁

(1) 事案の概要

本件は、競技専用の非舗装路面を走行し、速さを競う、ダートトライアルという競技の練習中に起きた事故に関するものです。すなわち、被告人は、ダートトライアルの初心者であるところ、7年程度の走行経験を有していた被害者が、被告人が練習走行する際、自分も乗せてほしいと頼み、被告人がこれに従い、被害者を同乗させて練習走行した結果、カーブを曲がり切れず、コースの左側山肌に乗車左後部を衝突させ、ついでコース右側の丸太の防護柵に乗車前部を衝突させ、被害者を死亡させたという事故について、被告人が業務上過失致死罪で起訴された事案です。

(2) 判旨

本判決は、「(ダートトライアル競技の危険性についての) 認識、予見等の事情の下で同乗していた者については、運転者が右予見の範囲内にある運転方法をとることを容認した上で……それに伴う危険を……自己の危険として引き受けたとみることができ、右危険が現実化した事態については違法性の阻却を認める根拠がある」としたうえで、「本件事故の原因となった被告人の運転方法及びこれによる被害者の死亡の結果は、同乗した被害者が引き受けていた危険の現実化というべき事態であり、また、社会的相当性を欠くものではないといえるから、被告人の本件行為は違法性が阻却されることになる」と判示し、被告人を無罪としました。

(3) 解説

本判決では、危険の引受けという概念を用い、被害者が引受けた危険が現実化した事態について違法性阻却を認める根拠があると判断したことが大きな特徴です。

また、本件行為の社会的相当性の有無に

についても各種要素から判断し、本件行為が所属団体のルールに則って行われていたことについて言及しています。社会的相当性が危険の引受けの存否判断のための要素なのか、危険の引受けが社会的相当性判断の一要素なのか、本判旨からは一義的ではありませんが、違法性阻却の判断要素として、ルールに則って行われたか否かを重視している点は、従前の裁判例と異ならないと言えます。

東京地裁平成元年8月31日判決・判例時報1350号87頁

(1) 事案の概要

本件は、勤務先の会社の草野球チームの選手として他社のチームと対戦し、2塁を守っていた者が、2塁ベース付近で補球態勢に入ったところ、打者走者のスライディングを受けて衝突し傷害を負ったという事故について、被害者が直接の加害者である打者走者らに対し、損害賠償を請求したものです。

この裁判例は、これまでにあげた裁判例とは異なり、民事事件ですが、違法性阻却について参考になる判断をしているので最後にあげておきました。

(2) 判旨

本判決は、「野球のようなスポーツの競技中の事故については、もともとスポーツが競技の過程での身体に対する多少の危険を包含するものであることから、競技中の行為によって他人を傷害せしめる結果が生じたとしても、その競技のルールに照らし、社会的に容認される範囲内における行動によるものであれば、右行為は違法性を欠くものと解するのが相当である」と判示し、原告の請求を棄却しました。

(3) 解説

本件は民事の損害賠償請求の事案ですが、行為の違法性判断において、加害行為であるスライディングが競技のルールに違反するものであったか否かという観点が重視されました。

5. 結語

本稿では、スポーツ事故と刑事責任というテーマで、スポーツ行為によって他人に危害を生じさせた場合に正当化される根拠は何か、刑事上の責任を負うのはどのような場合かについて、簡潔に説明しました。

法律を通したものの考え方を紹介することが目的でしたので、法律上の議論については言及せず、一般的な実務の解釈に基づいています。本稿をお読みになり、法律も面白いなと少しでも思っただけなら幸いです。

【参考文献】

『ケーススタディ スポーツアクシデント(改訂第5版)』伊藤堯編著、体育施設出版
『Q&A スポーツの法律問題(改訂増補版)』スポーツ問題研究会編、民法研究会
『刑法総論(第2版)』西田典之著、弘文堂

スポーツ法政策研究会

代表幹事/菅原哲朗・キーストーン法律事務所

●入会方法

参加資格/幹事の承認を得たうえで参加していただけます。

年会費/5,000円

入会申し込み/入会希望の旨を下記事務局まで、電話、FAX、E-mailにて申し込み、事務局から送付する所定の申込書に必要事項を明記し返送する。

●事務局

〒104-0031 東京都中央区京橋1-3-3 柏原ビル2階 京橋法律事務所内「スポーツ法政策研究会」
事務局長/片岡理恵子
TEL: 03-3548-2073 FAX: 03-3548-2071
E-mail: kataokarie@aol.com

※スポーツ法政策研究会のHPがリニューアルしました。新しいアドレスは下記のとおりです。会の詳細はもちろん、入会申し込みも下記アドレスからご利用いただけます。

<http://sports-law-seisaku.jp/index.html>

